

備前市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(H22.4.2~H23.4.1)

区分	採用	退職	計
一般行政職	5	14	△ 9
技能労務職	1	5	△ 4
福祉職			0
医師		1	△ 1
医療技術職	4	3	1
看護・保健職	9	10	△ 1
教育職	3	1	2
合計	22	34	△ 12

※採用には、岡山県教育委員会、岡山県警察本部、東備消防組合からの異動等を含む。

(2) 部門別職員数の状況

区 部	分 門	職 員 数 (人)				対 前 年 増 減 数 (人)			
		平20	平21	平22	平23	平20	平21	平22	平23
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	6	6	△ 1		1	
	総 務	94	92	83	79	△ 5	△ 2	△ 9	△ 4
	税 務	23	25	23	21		2	△ 2	△ 2
	民 生	94	96	93	93	1	2	△ 3	
	衛 生	54	52	49	48	△ 6	△ 2	△ 3	△ 1
	労 働	0	0	0	0				
	農 水	18	17	16	15		△ 1	△ 1	△ 1
	商 工	7	7	7	7				
	土 木	27	23	24	24	2	△ 4	1	
	小 計	322	317	301	293	△ 9	△ 5	△ 16	△ 8
教 育	90	88	88	86	△ 5	△ 2		△ 2	
普 通 会 計 計	412	405	389	379	△ 14	△ 7	△ 16	△ 10	
部 公 病 院	249	251	244	244		2	△ 7		
営 水 道	22	21	20	19	△ 2	△ 1	△ 1	△ 1	
企 下 水 道	15	14	15	14		△ 1	1	△ 1	
業 そ の 他	30	30	33	33	1		3		
門 等 小 計	316	316	312	310	△ 1		△ 4	△ 2	
合 計	728	721	701	689	△ 15	△ 7	△ 20	△ 12	

(3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、合併協議会における職員削減計画に基づき数値目標を設定しています。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数762人を基準とし、9年間で77人(△10.1%)の削減により平成26年4月1日における職員数を685人以内とすることを数値目標としています。
- ・計画に対して実人員の状況は、平成23年4月1日現在で719人に対して689人(△30人)となっています。

【年次別推進目標】

(単位：人、%)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	合計	増減率
退職予定者		△ 28	△ 5	△ 13	△ 18	△ 24	△ 31	△ 23	△ 24	△ 29	△ 195	
採用予定者		32	2	5	11	9	17	14	13	15	118	
職員数	762	766	763	755	748	733	719	710	699	685	△ 77	△ 10.1
行政部門	461	447	444	437	430	417	403	394	383	369	△ 92	△ 20.0
企業等部門	301	319	319	318	318	316	316	316	316	316	15	5.0
病院	232	251	251	251	251	251	251	251	251	251	19	8.2
水道	28	27	27	26	26	26	26	26	26	26	△ 2	△ 7.1
下水道	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	△ 1	△ 5.6
その他	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	△ 1	△ 4.3

2. 職員の給与の状況

備前市の給与・定員管理等(平成23年9月公表)を参照ください。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成23年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分	H19.4.1廃止

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況(平成23年4月1日現在)

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年に20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○一般職員の平均取得日数

平成22年中の平均取得日数	平成21年中の平均取得日数	平成20年中の平均取得日数
7.0日	7.4日	7.1日

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める日又は時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
結婚の場合	職員が結婚するときは5日、1親等の親族が結婚するときは、2日、2親等の親族が結婚するときは、1日を超えない範囲内で市長の定める期間内におけるその都度必要と認める日又は時間
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

事 由	期 間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の必要と認める時間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	市長が定める期間内における2日を超えない範囲内で必要と認める日
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
生理日の就業が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内において必要な日又は時間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた連続する日数の範囲内の期間
父母及び配偶者の法要の場合	1日
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間
市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	必要と認める日又は時間
地方公務員法第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画実施に伴い必要と認める日又は時間
その他任命権者が必要と認める場合	必要と認める日又は時間

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

4. 職員の分限及び懲戒処分状況(平成22年度)

(1)分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	4	0	4

(2)懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	0	0	0

5. 職員の服務状況

○職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H22.4.1	職員の服務義務遵守及び綱紀の保持について(通達)
H22.4.1	市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について(通達)
H22.5.1	時間外勤務の縮減について(通達)
H22.6.2	夏期休暇の実施について(通知)
H22.6.2	省エネルギー運動の徹底について(通知)
H22.7.1	育児休業及び休暇制度の改正について(通知)
H22.11.30	年末年始における綱紀の保持について(通達)
H22.12.9	新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する今後の対応について(通知)

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

○階層別研修(岡山市市町村職員研修センター)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	9	4	4/9.12.13.14・15
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	9	2	12/13.14・12/15.16
初級研修	採用3年目の職員	1	2	9/14.15
中級研修	採用7年目の職員	2	2	7/8.9
上級研修	採用10年目の職員	8	2	6/10.11・22.23
新任係長研修	新任係長級職員	14	2	5/17.18・8/3.4・8/5.6・8/19.20
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	4	2	4/20.21・4/22.23・4/27.28
新任課長研修	新任課長級職員	9	2	5/11.12・5/13.14
新任部長研修	新任部長級職員	5	1	5/21

○専門・特別研修(岡山市市町村職員研修センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
こころを掴む対人能力向上研修	2	1	5/25
法令実務(基礎)研修	2	2	6/29.30・7/1.2
地方公務員のための民事法(入門)研修	1	2	8/17.18
自治体政策法務(超入門)研修	1	1	11/9
自治体政策法務(基礎)研修	2	5	5/20~1/13
徴収事務(基礎)研修	2	1	6/2
固定資産税課税事務(基礎)研修	3	2	7/29.30
企業会計手法を取り入れた財務分析とその活用研修	2	2	8/26.27
女性職員のための輝きセミナー	6	1	10/5
職場のメンタルヘルス(管理・監督者向け)研修	6	1	10/20
メンタルヘルス(一般職員向け)セミナー	1	1	6/16
職場内研修(OJT)指導者養成研修	1	2	7/21.22
人材育成研修(キャリアデザイン研修)	1	1	7/23
住民税課税事務(基礎)研修	4	2	9/21.22
マーケティング(入門)研修	5	1	10/13
れじょんセミナー	5	1	10/19
コーチング研修	6	1	10/14
文章力向上研修	4	2	11/4.5・12/9.10
クレーム対応研修	6	1	11/11
文章力向上研修	4	2	11/4.5・12/9.10
地方自治法・地方公務員法(基礎)研修	4	2	1/6.7

○専門・特別研修

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
コンプライアンス研究会(岡山市市長会)	4	1	2/8

○東備西播定住自立圏共生ビジョンに基づく「圏域内の職員等の交流」

研修名	受講者数(人)			研修場所	研修時間数	研修開催日
	備前市	赤穂市	上郡町			
◎職員研修事業 定住自立圏構想について、東備西播定住自立圏形成推進のために	22	39	12	赤穂市文化会館	1.5hr	7/29
◎職員研修参加交流事業	備前市	赤穂市	上郡町			
職員人権問題研修(市単独研修等に再掲)	—	7	2	備前市市民センター	1.5hr×2回	8/25.26
接遇研修	9	—		赤穂市役所	1.5hr×2回	10/18.19
公務員倫理研修	14	—		赤穂市役所	1.5hr×2回	12/21

○市単独研修等

研修名	対象職員	受講者数(人)	研修時間数	研修開催日
◎研修				
新規採用職員研修	新規採用職員	11	8hr×2日	4/2.5
新規採用職員研修(塵芥収集体験研修)	新規採用職員	9	8hr	7/14.16.21
笑顔の効果アップ研修	主任、主事及び希望者	53	3hr×2回	7/2
教育レディネス(研修における内発的な動機付け)について	部長、課長	42	1hr	8/2
職員人権問題研修	全職員	401	1.5hr×2回	8/25.26
目標管理制度ヘルプデスク研修	所属長以上	38	1hr×6回	9/24
新規採用職員研修(6月経過期)	新規採用職員	7	4hr	9/30
行政手続法(条例)及び公用文研修	各係(主査級以上)	59	2.5hr×2回	11/4
勤務評定者研修	係長以上	196	5.5hr×4回	10/5.6.7.8
プレゼンテーション研修	希望者	18	5.5hr	10/28
目標管理制度研修	同制度遂行者	321	3hr×4回	1/25.26
タイムマネジメント研修	希望者	24	6.0hr	2/3
協働及びまちづくり基本条例研修	各係(主査級以上)	71	1.5hr×2回	2/8
◎講習・説明会・勉強会				
救急蘇生法講習	全職員(部門選出)	53	3hr×2回	5/26.6/30
行政対象暴力責任者講習	窓口担当者	31	2.5hr	10/19
交通安全法令講習会(日生、吉永、本庁)	任意	101(16+32+53)	1.5hr	9/27.28.29
認知症サポーター要請講座	全職員(部門選出)	30	2hr	10/26
勤務評定制度説明会	被評価者	78	1.5hr×3回	12/14-16
職員勉強会(介護保険制度、公会計制度)	全職員	112	1hr×2回	2/22.23
職員研修会(自治大学校入校者報告)	主任以下・希望者	44	2.5hr	3/4
勤務評定・目標管理制度説明会	同制度遂行者	279	0.75hr×18回	3/9-11.15-17

○専門技術研修(岡山県建設技術センター)

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
工事測量	1	2	5/13.14
用地・前期第1次	1	4	5/18~21
用地・前期第2次	1	4	6/8~11
請負契約事務	2	1	6/17
建築行政	1	1	6/18
土木事業全般と工事の計画と設計	2	3	6/23~25
CAD(初級)①	1	1	7/21
災害復旧事業(農地・農業用施設)設計積算	2	2	6/1.2
森林土木(災害復旧)事業の概要	1	2	6/14.15
農地等災害復旧事務処理システム①	2	1	6/29
農地等災害復旧事務処理システム②	2	1	6/30
土木工事監督者Ⅰ(上級)	1	1	7/1
農業土木専門技術(上級)	2	1	7/9
農業土木設計施工管理(上級)	1	2	11/17.18
交通安全事業(上級)	1	1	8/9
アスファルト舗装技術(上級)	1	1	9/9
橋梁事業(上級)	1	1	10/14
基礎構造等(上級)	2	2	11/10.11

○自治大学校

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)
市町村職員対象 第2部課程第159期	主査級職員	1	3月間

○市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)
専門実務研修課程「人材育成と研修～人材育成リーダーの養成～」	主査級職員	1	10
専門実務研修課程「財政運営～変革期の自治体財政運営～」	財政事務担当職員	1	10
専門実務研修課程「監査事務～自治体の内部統制と監査能力の向上～」	監査事務担当職員	1	8

○全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)
新地方公会計制度の実務～財務4表の作成～	財政事務担当職員	1	3
「市議会事務局職員セミナー」	議会事務担当職員	2	2

(2)勤務成績の評定の状況

実施時期	評 定 方 法
11月1日	・成績、能力、姿勢の14効果要素に基づき、評価の偏りを防ぐため、2段階評定による能力成績主義評定を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断を実施しています

○健康診断等受診状況

受診項目	受診者数(延人数:人)
一般健康診断(一式)	221
心電図検査	205
血液検査(一式)	211
胃部間接撮影	25

○福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山市町村職員共済組合、岡山市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われています

(2)公務災害の発生状況 (単位:件)

公務災害 発生件数(件)	通勤災害 発生件数(件)	合計(件)
8	0	8

(3)公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、備前市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

○勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

○不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし